

現代

第16章 占領下の日本 1. 占領と改革 (2) 民主化政策の展開

新制中学校のはじまり

佐治中学校

(『写真アルバム 鳥取因幡の昭和』より転載)

昭和22年に青年学校の校舎を転用し、一部を佐治第2小学校に収容して発足。昭和24年には写真の校舎が完成、以後造築を重ねる。



県内の中学校(昭和23年頃)

鳥取市	北・西・東
米子市	第一・第二・第三・第四
岩美郡	邑法・宇倍野・福部・東因・岩美・二上・大成・蒲生・岩井
八頭郡	中央・上私都・中私都・船岡・八東部・池田・若桜・八頭第一・八上・三角・社・佐治・智頭・南因・山形郷
気高郡	神戸・美和・明治・大東・湖東・湖南・気高・正条・鹿野・青谷・山西
東伯郡	泊・東郷・河北・羽合・旭・小鹿・三朝・竹田・倉吉東・倉吉西・鴨川・山守・久米・緑ヶ丘・大灘・北条・浦安・八橋・聖郷・古布庄・赤碕
西伯郡	下市・名和・大山・所子・淀江・箕蚊屋第一・箕蚊屋第二・尚徳・南部・法勝寺・美保・誠道・弓ヶ浜・境・渡・外江・大幡
日野郡	二部・溝口・八郷・日光・米沢・江尾・神奈川・根雨・日野・黒坂・石見・福栄・多里・日野上・山上・大宮・阿毘縁

：組合立

戦後の学制改革は、中等教育の一元化と全国民への開放であり、教育の機会均等の理念により複線型学校制度を否定し単線型学校制度を実現した。小学校に続く3年制の義務教育(6・3制)構想は戦前期からあったが、1947年度発足。旧制度の基盤もなく急に設置が決まった新制中学は、十分な準備期間がないままスタートしたので、施設・教員・教科書等の確保をめぐり混乱した。当時は単村での学校設置が財政的に困難で複数の町村による組合立の学校が多かった。また、その後の中学校運営が財政的に困難な村の町村合併を促進する要因にもなった(昭和の大合併)。

解説

■新教育制度のあゆみ

占領下の教育改革は、民間情報教育局(CIE*)が担当し、政教分離、6・3・3・4制の新学制、公選による教育委員の選任、教育基本法の制定、プレスコード(日本に与える新聞遵則)などを行った(GHQの教育指令)。

*CIE…Civil Information and Education Sectionの略。

- 「日本教育制度の管理」
- 「教職追放」…教員不適格と認定した者を教育関係職から追放。
- 「国家神道の廃止」…神道を通じて軍国主義や国家主義思想を宣伝することを禁じた。
- 「修身」・「日本歴史」・「地理」の停止

【1946(昭和21)年】

- 3月 米国教育視察団(27名)来日→3/31 報告書提出
- 8月10日 教育刷新委員会を内閣に設置(初代委員長安部能成)
占領軍と日本政府に対し強い自立性をもって活動。
- 12月27日 6・3・3・4制の新学制が決定

【1947(昭和22)年】

- 1月20日 GHQも新学制に賛意
- 3月31日 教育基本法、学校教育法公布
- 4月29日 県下一斉、新制中学開校式
- 8月22日 GHQ追放教員11万名を発表

■新制中学校(当時の県教学課長の見解 1947年2月23日付日本海新聞)

設立基準案…①1校12学級(600人) ②戸数1,000戸に1校

- ・中学校の設置者は市町村 ・1学級50名 ・男女共学
- ・今年の募集は1年生のみ(終戦時国民学校の5年生)。但し、已に^{すで}高等科・青年学校に進学している者でも希望者は2・3年生に受け入れる。

(担当:小山富見男)

参考資料

- ・『鳥取県中学校創立満十周年記念誌』(鳥取県中学校長会編 1957年)
- ・『写真アルバム 鳥取因幡の昭和』(樹林社 2012年)